資料3

がん診療連携拠点病院とは

栃木県にはがんの専門的な診療を行う医療機関として、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院、県知事が指定する栃木県がん診療連携拠点指定病院及び栃木県がん治療中核病院があります。

これらの病院は、手術療法、化学療法、放射線治療や緩和ケアを提供するほか、がん医療に従事する医師等の育成や地域の医療機関に対する診療支援、患者さんや家族への相談支援など、地域におけるがん診療の中核としての役割を担っています。

ワーキンググループにおける議論の経緯

11/29

第3回 がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するWG

各論1:がん医療の提供体制を中心に議論

- 診療体制、診療従事者の配置について
  - 標準治療の実施について
  - 核医学療法（RI内容療法等）について
  - 外来化学療法、外来放射線療法について
  - 必要な人的配置について
- 保険適応外の免疫療法等の取扱いについて
- 診療実績の数値とカウント方法について
  - 現況報告書の実績のカウント法について
  - 既存の診療報酬の算定件数について
- 相談支援センターの業務内容や診療従事者の配置について
- 相談支援センターをより広く周知させるための要件について

12/25

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針発出

継続事項

12/27

第4回 がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するWG

各論2:がん医療を支える事項を中心に議論

- 支持療法について
- チーム医療について
- 診療体制、診療従事者の配置について
  - 高齢者のがんや治療を要する生活習慣病患者への診療支援体制について
  - AYA世代のがん患者の診療体制について
- 緩和ケアについて
  - 「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会における議論の整理」（平成28年12月）について
  - 緩和ケアの実績（緩和ケア外来患者数や緩和ケアチームの介入患者数など）について
  - 緩和的放射線治療について
  - Advanced Care Planning（ACP）について
- キャンサーボードのあり方について
  - キャンサーボードの構成員・内容について
  - キャンサーボードの記録について
- 相談支援センターの実績を要件とすることについて
- ピアサポートについて
- 地域の医療機関との連携について
- 在宅や介護支援について
- がん教育について

1

ワーキンググループにおける議論の経緯

2/13

第5回 がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するWG

各論3:医療体制の質の確保や地域完結型医療に関する事項を中心に議論

- 医療安全について
  - 特定機能病院や第三者認定の取扱について
- 第三者による医療機関の評価や拠点病院間の定期的な実地調査等（質の格差の解消）について
- 指定要件を満たしていない可能性のある拠点病院等に対する指導方針について
- 地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院の診療実績②（カバー率）のあり方について
- 現在の新規指定推薦書（現況報告書）の内容について
- 拠点病院と地域がん診療病院の関係について

2/14 *がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会*

3/9 *がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会　（※）現行の指定要件での指定*

3/16

第6回 がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するWG

各論4:院内がん登録について

取りまとめの議論

- 指定要件に関するワーキンググループの報告書について

4/11

第11回 がん診療提供体制のあり方に関する検討会

- 指定要件に関するワーキンググループの報告書の確認

6～7月頃

改定した指定要件について通知

2019
1～2月頃

がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会　（※）改定後の指定要件での指定

前回の指定要件見直し後の主な動き

- ➢平成26年1月　がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）　※現行の整備指針
  - 拠点病院のない二次医療圏へのがん医療のさらなる均てん化のため、地域がん診療病院を新設した。
  - 特定のがん種について高度な診療機能を持つ医療機関を、都道府県内の当該がん種の診療拠点と位置づけるため、特定領域がん診療連携拠点病院を新設した。
- ➢平成26年6月　医療介護総合確保推進法　公布
- ➢平成27年5月　国民健康保険法　改正
- ➢平成27年12月 がん対策加速化プラン　策定
- ➢平成28年1月　がん登録推進法　施行
- ➢平成28年9月　医療法　改正
- ➢平成28年12月 がん対策基本法　改正
- ➢平成29年10月 がん対策推進基本計画　改定
- ➢平成30年3月　がん対策推進基本計画　改定

拠点病院等の指定要件見直しについて

今回の指定要件見直しのポイント

がん医療の更なる充実	・チーム医療の更なる推進 ・保険適応外の治療に関する事前審査 ・診療機能による拠点病院の分類 ・第三者評価の活用等による質の評価　等
病院完結型から地域完結・循環型医療へ	・病院一体でのがん相談支援センターの周知 ・専門的な施設へ「繋ぐ」 ・地域連携の推進 ・がん教育への協力　等
医療安全の更なる推進	・医療安全管理部門の設置 ・医療安全管理者の配置 ・医療安全管理者の権限付与　等
指定に関する課題の整理	・同一医療圏に複数推薦があった場合の方針 ・要件を満たせていない場合の指導 ・移転・分離・統合があった場合の届出　等